

2 高学留第 6 0 号
令和 3 年 3 月 1 7 日国土交通省
不動産・建設経済局 不動産課長
住宅局 住宅総合整備課長 殿文部科学省高等教育局学生・留学生課長
藤 吉 尚 之

生活に困窮する学生等に対する配慮について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等では、オンライン授業が中心となっていた時期や対面授業とオンライン授業のハイブリッド型が普及した時期等、授業の形態について様々な模索が行われてきました。このため自宅から大学等へ通学できない学生等は、借り上げた住居について、例えば、年度途中で解約し地元に戻ったり、対面授業開始のタイミングがわからないため一度も入居できないまま住居を維持し続けるといった状況に直面し、経済的・精神的な負担を訴える声が多くありました。この春からは、対面授業を中心として再開する大学等が増えていくことが見込まれており、いったん解約した部屋に再度入居する等のケースも考えられるところです。

加えて、保護者の家計急変やアルバイト収入の減少等もあり、生活に困窮する学生等も増えているところです。

この度、(独)日本学生支援機構において、このような学生等のために、寄附金を活用した、学生の「住」の支援を行うこととしております。

これまでも学生等の住まいに関して配慮されているものと承知しておりますが、引き続き、学生等が今般のコロナ禍にあっても安心して学業に専念し、社会に巣立って行けますよう、生活に困窮する学生等に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いしたく、貴省より関係各所へ周知してくださるよう、御協力をお願いいたします。

(参考)

○独立行政法人日本学生支援機構

寄附金による「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」(第2弾)の実施について

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/jp2021031701.html>

(本件担当)

文部科学省高等教育局
学生・留学生課法規係、法人係

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2517、2520)